

水質検査を依頼される方へ

1 検査受付日時 裏面の水質検査日程のとおり

午前9時～午前10時30分（時間厳守）

2 検査受付場所 川越市小ヶ谷817-1 川越市保健所1階 水質検査 窓口

3 持参する物

(1) 水（専用の容器に入れてお持ちください。容器は事前に保健所へ取りに来てください。

容器の配布時間は保健所開庁日の午前8時45分から午後4時30分までです。）

検査を依頼する水の種類によって、お持ちいただく容器の種類が異なります。

裏面の採水方法をご確認のうえ、採水してください。

○一般飲料水：検査する水を入れたポリ容器（大1個、小1個^{*1}）、黒い蓋付きのガラス瓶（1本）

^{*1}滅菌包装の200ml容器。中に薬剤が入っています。

○小規模貯水槽水道：検査する水を入れたポリ容器（大1個）

(2) 試験等依頼書

1枚目の太枠内に、必要事項をボールペンで記入してください。

2枚目の左上に、依頼者氏名を記入してください。

(3) 検査手数料（現金のみ）

一般飲料水（13項目） 8,560円

小規模貯水槽水道（5項目） 2,350円

※ 検査結果の郵送をご希望される場合は、切手を貼った封筒に住所・氏名をご記載のうえ、検査受付時に検査用の水と一緒に持ちください。

4 水質検査成績書の交付

受付翌週の火曜日以降に、川越市保健所の窓口でお渡しします。（火曜日が祝日の場合は、水曜日以降のお渡しです。）

交付時間は保健所開庁日の午前8時45分から午後4時30分までです。

5 検査内容

一般飲料水の検査は、水道法に規定されている水質基準のうち11項目^{*2}とアンモニア態窒素・残留塩素濃度の検査です。小規模貯水槽水道の検査項目は色度・濁度・臭い・味・残留塩素です。

一般飲料水の検査結果は「水質基準」に『適合』若しくは『不適合』という判定です。『飲用に適する』という判定は出来ませんのでご了承ください。

なお、不明な点がありましたら検査担当までお問い合わせください。

^{*2}11項目の内訳

一般細菌・大腸菌・亜硝酸態窒素・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素・塩化物イオン・有機物・pH・味・臭気・色度・濁度

6 その他 ・使用しなかった容器は保健所にお返しください。ガラス瓶の取扱いには、充分注意くださるようお願いいたします。

・残留塩素異常高値（1.5mg/L以上）の場合は味の検査は行わず、「検査不能」となります。また、総合判定は「判定不能」となります。

令和8年度 水質検査日程

	第1火曜日	第2火曜日	第3火曜日	第4火曜日	第5火曜日
令和8年 4月	7日		21日		
5月		12日	19日	26日	
6月	2日				
7月					
8月					
9月					29日
10月			20日		
11月		10日	17日		
12月	1日		15日		
令和9年 1月			19日		
2月	2日		16日		
3月	2日				

採水の方法

- (1) 検査するための水は、検査受付当日（火曜日）の朝に採水してください。
- (2) 蛇口等を十分に洗浄し、10分くらい水を流した後に行ってください。
- (3) 『大きなポリ容器』『黒い蓋付きのガラス瓶』は理化学検査用です。採る水でよくすすいだ後、ポリ容器については水を8分目まで、ガラス瓶についてはガラスの首まで入れてください。
- (4) 『袋に入ったポリ容器』は細菌検査用です。内側をすすがないでください。水を8分目まで入れすぐに蓋を締めてください。蓋の内側や容器の口には手を触れないでください。
- (5) 荷札に住所・氏名を記載し、大きなポリ容器に直接取り付けてください。

《問い合わせ先》 川越市保健所 衛生検査課 検査担当 電話 049-227-5104